

第三セクターに関するこれまでの取組経過

資料1

日付	項目	主な内容
平成17年12月13日	第三セクター等に対する指針(平成15年12月12日付総務省自治財政局長通知)を踏まえ石巻市における第三セクターに対する関与の方針として策定・経営の点検評価の実施や公的支援の在り方についての基本的な考え方を示す	
平成20年6月30日	第三セクター等の改革について(総務省自治財政局長通知)	「経済財政改革の基本方針2008」(平成20年6月27日閣議決定)に基づき、平成20年度までに外部専門家等で構成される「経営検討委員会」(仮称)を設置し、評価検討を行うとともに、その検討結果を踏まえ、平成21年度までに「改革プラン」(仮称)を策定するなど、集中的な取組を要請
平成21年4月1日	地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年法律第94号)施行	・実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の4つの指標について毎年度の財政状況をチェックし、早期健全化基準と財政再生基準を超える自治体にそれぞれ財政健全化計画と財政再生計画を策定・実施することを義務づけ ・将来負担比率には、地方公社、第三セクターの負債・債務のうち一定部分が一般会計等負担見込額として算入
平成21年4月1日	「地方交付税法等の一部を改正する法律」(平成21年法律第10号)施行	・第三セクター等の整理又は再生のために特に必要な一定の経費を議会の議決等の手続を経て地方債の対象とができることができる特例措置(第三セクター等改革推進債)の創設
平成21年6月23日	第三セクター等の抜本的改革の推進等について(総務省自治財政局長通知)	・第三セクター等の抜本的改革等に関する指針の策定 ・「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」を踏まえ、第三セクターの存廃を含めた抜本的改革を集中的に行うことについての要請
平成23年12月28日	石巻土地開発公社解散	公社解散にあたり、公社が所有している石巻市運動公園建設用地の一部(第2工区)を買戻すための財源に「第三セクター等改革推進債」を活用
平成24年12月10日	第三セクター等の抜本的改革の一層の推進について(総務省自治財政局公営企業課事務連絡)	・改革の取組状況と財政負担リスク等に関するチェックリストを活用し、全ての第三セクターについて財政的リスクの検証を行い、抜本的改革または経営手法・体制等の指導監督の実施について要請 ・改革への取組状況、対応方針の策定と議会、住民への説明についても要請
平成25年4月1日	第三セクターにに関する指針施行	・制定(平成25年3月27日市長決裁) ・「第三セクター等に対する関与方針」に定める検証方法の実効性に疑義が生じたことから、専門委員(成田由加里公認会計士(東北大学会計大学院教授))に調査を依頼、報告内容を踏まえ同方針を廃止し、新たな方針として制定 ・財務諸表の経年比較やキャッシュ・フローの把握による経営状況の確認、PDCAサイクルによる法人の自律的問題解決の促進の取組を新設

第三セクターに関する指針について

資料2

1 目的

市が出資又は出捐(しゅつえん)する第三セクターに関する「情報公開」、「抜本的改革に向けた取組」及び「公的支援の考え方」を示す

2 対象法人

要件	法人
	<p>①公益財団法人石巻地域高等教育事業団 ②株式会社かほく・上品の郷 ③一般社団法人おしかハーブリックサービス ④公益財団法人慶長遣欧使節船協会 ⑤一般社団法人石巻地区勤労者福祉サービスセンター ⑥株式会社街づくりまんぼう ⑦公益財団法人石巻市芸術文化振興財団</p>
(1) 一般社団法人若しくは一般財団法人又は株式会社のうち、市が基本財産又は資本金の25パーセント以上を出資している法人	<p>⑧石巻産業創造株式会社</p>
(2) 一般社団法人若しくは一般財団法人又は株式会社のうち、市が基本財産又は資本金の25パーセント未満を出資している法人で、その経営に実質的に主導的な立場を確保していると認められる法人	
(3) 一般社団法人若しくは一般財団法人又は株式会社のうち、市が基本財産又は資本金の25パーセント未満を出資している法人で、市が賃付、損失補償等の金融支援を行う法人	<p>⑨網地島ライン株式会社</p>

第三セクターに関する指針について

3 事務の流れ

